

軽自動車税のおしらせ

地方税法の改正により、平成30年度、平成31年度の軽自動車税においてグリーン化特例が実施されます。

【三輪及び四輪以上の軽自動車のグリーン化特例】

グリーン化特例について内容が重点化され延長されたことに伴い、平成30年度については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に最初の新規検査を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車について、平成31年度については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規検査を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車について、環境性能に応じた以下の税率軽減措置が適用されます。

車種区分			税率（年税額）			
			基本税率	①概ね税率75% 軽減車（特例1）	②概ね税率50% 軽減車（特例2,4）	③概ね税率25% 軽減車（特例3,5）
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	(特例2) 5,400円	(特例3) 8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	(特例2) 3,500円	(特例3) 5,200円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	(特例4) 2,500円	(特例5) 3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	(特例4) 1,900円	(特例5) 2,900円

- ①（特例1）電気自動車・天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合車又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車）
- ②（特例2）乗用：平成32年度燃費基準+30%達成車
- ③（特例3）乗用：平成32年度燃費基準+10%達成車
- ④（特例4）貨物用：平成27年度燃費基準+35%達成車
- ⑤（特例5）貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成車

※1 特例2～5については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。また、平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。